

「五所川原市都市計画マスタープラン」部門別構想・地域別構想・まちづくりの実現に向けて」（素案）についての意見募集結果について

「五所川原市都市計画マスタープラン（案）」についての意見募集に対し、ご意見をいただき、誠にありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

記

1 意見募集期間

平成24年11月1日から平成24年11月30日まで

2 募集方法

市のホームページ (<http://www.city.goshogawara.lg.jp/>) に案の概要等を掲載したほか、建設部都市計画課、本庁舎及び両総合支所の行政資料スペースに備え付けました。

意見提出は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の住所・氏名（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先・代表者）の明記を条件としました。

3 提出された意見

2人の方から延べ4件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
2件	件	件	2件	件	4件

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する市の考え方及び意見を考慮した結果決定した案は、次のとおりです。

No	提出された意見	市の考え方
1	6章 1-2-(3)P135 本文中の「本計画に基づいた都市計画の決定や見直しを行うとともに、情報公開や」を、「本計画に基づいた都市計画の決定や見直し作業を情報公開の下で行うとともに、」へ修正すること。 (理由) 「行政の徹底した情報公開と政策形成過程からの市民参画の拡大」という視点が大切です。	提出された意見を踏まえ、「行政の役割は、本計画に基づいた都市計画の決定や見直し、市民等のまちづくりに関する意識の啓発及び自主的なまちづくり活動に対する支援等を情報公開の下で行い、市民中心のまちづくりを積極的に推進することです。」に修正します。
2	6章 2-2-(2)P138-139 「都市計画提案制度活用支援」に関して、フロー中の「土地利用者、まちづくりNPO、まちづくり協議会等による都市計画の提案（提案の要件）①一定の面積以上の一体的な区域」を、「0.1ヘクタール以上」とすること。そのための諸手続を取る方向性を明示すること。 (理由) 「実効性の高い計画づくりへ、より精微なものとする」ために必要です。	現時点においては、都市計画法施行令の規定による提案要件が妥当だと考えております。今後、運用状況を見極め、要件緩和の必要性があるか検討して参ります。また、今後提案制度の諸手続の方法を明らかにするため、都市計画提案手続要綱を作成します。

3	<p>6章 2-3-(1)P140 本文中の「まちづくりに関する条例の制定等について検討します」を、「まちづくりに関する条例の制定等について着手します」へ修正すること。 (理由) 都市計画マスタープランは直接的規制を行うものではなく、上記の提案制度や本計画でも触れられています策定中の「空き家条例」との関連でも、具体的な規制、ルール作りとして、「まちづくり条例」が必要です。</p>	<p>まちづくり条例は、まちづくりを進める手段のひとつとして考えていますが、まちづくり協議会の設立やタウンマネジメント機関の創設など様々な手段がありますので、本市にふさわしい有効なルール作りを検討して参ります。</p>
4	<p>狼野長根地域（七和地域）について、新青森駅や浪岡インターチェンジ、青森空港などの交通の利便性を活かした「市の表玄関」として、用途地域の指定や狼野長根公園を埋め立てるなどの開発を行い、イベント開催や市の情報発信の機能を整備し、「人の集まる拠点」づくりを推進するべきと考えます。</p>	<p>提出された意見を踏まえ、「<u>狼野長根公園</u>、堺野沢ため池公園や芦野公園は市民の憩いの場であるとともに、優良な観光資源として有効活用を促進し、住民と行政や企業等及び来訪者の協力のもと、適正な維持管理に努めます。」に修正します。（P128第5章地域別構想3-3. 田園集落地域、都市環境整備の方針） なお、用途地域の指定については、本市の人口、商業及び工業の事業所数とも減少傾向にあり、用途地域内に農地や未利用地が見受けられることから、用途地域の拡大は想定していません。（P79第3章全体構想4-2. 将来土地利用フレームより）</p>

担当 五所川原市建設部都市計画課

電子メール tosikei@city.goshogawara.lg.jp

電話 0173-35-2111

FAX 0173-35-3617